

東京学芸大学附属竹早中学校いじめ防止基本方針

東京学芸大学附属竹早中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ速やかにこれに対処する。

いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうるという基本認識に立ち、いじめは決して許されないことであるとの意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底するとともに、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。また、情報モラルを育てる教育の充実に努める。

ここで「いじめ」とは「いじめ防止対策推進法」第2条において定義されたものを指す。

2 いじめ防止のための組織

(1) 定例の学校安全委員会、学年会、主任会、指導部会で、次の内容について協議する。

- ①いじめ防止に関すること。
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ③いじめへの対処に関すること。
- ④いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

(注) 学校安全委員会は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、養護教諭で構成され、いじめ防止等の取り組みの計画立案、実行、検証、修正の中核として、相談や通報の窓口となり、情報の収集と記録・共有を行う。

アンケート調査については、各学期中・学期末の振り返りなどの際にいじめの実態把握に関わる項目を入れ、定期的に行うようにする。このほか、学級担任による面接等でも調査を行う。

(2) いじめの事実が確認された場合は、学校安全委員会に当該学年主任・学級担任、スクールカウンセラーを加えて対応を協議し、全教職員で、いじめ防止に当たる体制を組織する。必要に応じて、学校評議員や外部の専門家の参加を要請する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する方策

(1) 未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、いじめ防止への生徒の主体的な取り組みを推進する。

- ① 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに、お互いに相手を思いやる教育活動を推進する。
- ② 生徒自身がいじめ問題を主体的に考え、自ら活動できるような集団づくりに努める。
- ③ 見て見ぬ振りをすることや知らん顔をすることは「傍観者」としていじめに加担する行為であるということを生徒に理解させる。

- ④ 学校の全教育活動を通して、生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規範意識や集団のあり方等について理解を深めさせる。
- ⑤ 学校生活での悩み等の解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥ 教職員の言動がいじめを誘発したり、助長したりすることがないように指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑦ 校内研修を充実させるとともに、教育相談体制の整備を行う。
- ⑧ 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める

(2) 早期発見

生徒の変化や危険信号に気づく力を高め、いじめの早期発見に努める。

いじめアンケート調査や個人面談等、生徒がいじめを訴えやすい、また、生徒がいじめを通報しやすい環境・体制を整え、生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

(3) 早期対応

いじめ問題が生じたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応する。詳細な事実確認に基づき適切な対応を行い、被害生徒の身の安全を最優先に考え、加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

なお、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに附属学校運営部及び警察等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、附属学校運営部に速やかに報告する。
- ② 附属学校運営部と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 取組の評価

いじめを見逃さず、いじめに対する適切な措置をとるため、次の2点を中心に、毎学期末の指導部協議会や学校評価等を通じて、取組を評価する。

- ① いじめ防止に関する取組
- ② いじめの早期発見に関する取組